

臺灣別業

福生町議 会

町田議會事務所長朗読 省略

議案第十二号 補正職員の旅費に关する条例

の部を改正する条例案につきの説明を申しあげたいと存じます。
本年一月日から役場職員の新職名を改正いたしました。例えは従
来は係の長を主任と呼んでおりましたが、これを係長といふかう
に改め、あらは又、従来いふ者の事務吏員が書記又は書記兼

技術の方は技士補と呼んで頂く方が、これを事務吏員の場合は全員、
主事、技術吏員の場合は全員技士ということに改め、又、雇員の場合は
主事補、あるいは技士補に改め、一日日から職員の職名を改正してしま
うので、私ともない職員の旅費に關する条例の別表を新しい職名に
改正しようということでも提本申しあげ次第でございます。現在の条
例では区別が固つて別れておられるのでございますが、今回の改正では五つに
別れておられるのでございます。又旅費の額については現行と同額か
あるいは改正してしましてもほとんど大差ない改正でございますので、さ
うしく懸念をなさなくても、原案通り即可決まらんことをお願い申し
あげさせていただきます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一、義長（石河信義君）
之ハク眞疑を然結いゝし者。

おはかりいしませう。議案第十号は、原案どおり決すべし。異議ありませうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君） 異議なしと決すべし。さうで議案第十号は、原案どおり可決いしませう。

一議長（石川信義君） 日種第十種消防団（本例）の部を改正する本例議案第十号も、議案に供します。事務局長をして議案の朗読をいさせます。

（町田議会事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君） 議案第十号、種消防団（本例）の部改正について、説明しあいたいと存じます。現行に定められていた消防団員の年当は昭和五年に改定されたものでござります。現下の社会、経



済情勢からみても、新年度からいって相当程度増額いしませうと、もと、従来予算措置に比べて実施して参りおし、幹部団員に對する手当も、際にはより条約で規定する必要を感ぜられて、本改正案を提出した次第でござります。本案の實施時期は四月一日から予定し、その消防団員に對する手当の総額は、年々百万にござります。本案を以て議決いしませうと、新年度は八十五万となり、約三分の二程度の増加となるわけにござります。そのいしませうも、日夜消防の仕に當つておる消防団員各位の、苦勞に思ひをいしませば、当然のこととござりますので、さういふご賛同のほどをお願いいしませう。説明にかえさせようと思ひます。

一議長（石川信義君） こゝより質疑を行います。

一土着（山下幸三君） 以前からさういふことがあつたのです。交際費、的、あるいは、海外費納のもの、支出については、このように措置をされ

このお困りなさいと思ひます。

一、総務課長(貫井喜代次君)

このお困りなさいと思ひます。食糧費

関係の例えは基地の消防隊の関係は特別費からおいてあります。平素にいつかは今日の条例改正によりまして各団員の年額の平当おはつきり規定をいかにするかの事か。その他のところを必要と認めらるゝとして例えは幹部手当とか本部手当というものも予算に計上して、本部手当は団員が年々二万円、副団長が八千円、以下右団員まで年額いくらという事とてはさりと条例に明記しないといふこととをいひます。

一、土庫(山下幸三君)

特別費は食糧費関係のものである。これは

基地という特殊な関係もありまして、しかし手当も条例では足りさせらるゝ食糧費関係も特別費から出すといふことをいふ。明確に食糧費としておした方がよいと思ひます。消防団



長以下の手当についても、現況の福生町の情勢から考え出すものはむしろ介活動をしていかなげきように配慮してやつて頂く。さういふと思ひます。

一、議長(石川信義君)

このへる質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第十五号は原案どおり決すべく、質疑ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義君)

「異議なし」と決ります。よつて議案第十五号

は原案第十五号は原案どおり可決いたします。

一、議長(石川信義君)

日積第十、董察建物の処分について議案第十

号を議題に伏します。事務局長をして議案の朗読をいひさせます。

(町田議事事務局長朗読) 省略

一、議長(石川信義君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役(篠崎俊夫君)

議案第十四号「黄泉事務所の処分」について説明

を申しあげます。

本所は後援新庁舎の建設資金に充てるため、昭

和飛行機から買収したレオレキとはすべく、本所内にとりこめあり

ます。こゝから火災防止のため、火災発生を防止するとい

う意味から、近江佳氏の不意も取り除くという主旨から、さきさか

け早くこゝを取り壊すことが必要であるとの故、本所を提出した次第

を、ご了解のうえ、ご審議のほどをお願い申し上げます。

一、議長(石川信義君)

こゝより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義君)

こゝより質疑と終結いたします。

おはかりいたします。議案第十四号は原案どおり決すべく、異議あり

ません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議案第十四号は原

議案第十五号を

といたさせます。

37. 3. 9

積立金の設置

ついで

一、議長(石川信義君)

理事部から提案理由の説明をお願いします。

一、助役(篠崎俊夫君)

議案第十五号「積立金設置」について説明申し

あげます。第五号「小学校の校舎改築費」に充てられ、

本年度の当初予算に充てられ、三百五十万円の積立金を設け、

そのうち、年度末に充てられ、その積立金を必要から本

所を提出し、そのうち、その積立金を必要から本

所を提出し、そのうち、その積立金を必要から本

一、議長(石川信義君)

こゝより質疑を行います。

一、助役(篠崎俊夫君)

議案第十四号「重要建築物の処分」についてご説明

を申し上げます。

本東は役場新庁舎の建設資金に充てるため、昭

和飛行機から買収した株式をばすべく、本東のしおりであり

ます。この株式は火災期にあり、火災発生を防止するとい

う意味から、羽生氏の不祥も取り除くという主旨からござるが

け早くこれを取り壊すことが必要であるとの説、本東を振出し次第

にござりまするのとつくとご審議のほどお願ひ申し上げます。

一、議長(石川信義君)

このより質疑を行います。

開

議

月十六日

会中の継続審査
会中の事件について、次に
議規則第七十条の規定に
請願第三号 防犯灯増
昭和五十二年六月二十
慎重に調査研究を要す

決すかにご異議あり

一、議長(石川信義君)

ご異議なしと認めます。さう議案第十四号は原

案とあり可決いたします。

一、議長(石川信義君)

議案第十五号「積立金の設置」について議案第十五号を

議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさせます。

(所用議会議務局長朗読) 省略

一、議長(石川信義君)

理事部長から提案理由の説明をお願いします。

一、助役(篠崎俊夫君)

議案第十五号「積立金設置」についてご説明申し

あげます。第五号「小学校の校舎改築費」に充てられ、大いに

本年度の当初予算にかりて三百五十万円のご議決をいただき、お

りのためおかりして、年度末にかりおしてこれを積立てる必要から本

東をご提案申し上げた次第でございます。さうしてご審議の上、ご可

決あらんことを切にお願ひ申し上げます。

一、議長(石川信義君)

このより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義君)

二、三、之、頃、疑、を、略、す、ハ、シ、テ、

おはりのしるし。

議案第十五号は原案と初り決す云々云々異議あり

李人合

異議なしと承知あり

一、議長石所信義君

二、異議なしと認む事。之を議案第十五条は

原來といひ可成い大にシク。

一、議長(石川信義君)

[illegible]

午前十時五十二分休頭

午前七時開議

一、議長石川信義君

休養期に於て饒舌を用ひし事。

目錄第十五福生財婦人會への附献の金額類方に送する諸願書、諸願第三号と標題に依ります。事務局長として諸願書の附説を以

福生町議会

させす。

(町田議會事務局長朗讀) 有略

一、議長之信義(君)

衆議員以下幸々議員より本主旨の説明を求め

李。

一、十齋(山下幸三君)

この指名の是非は、終に議員の人として

明山先生

大分事務省の少親説ありとせしとあり。又

予算についても参考資料がお手もとに配布されておるのとおりで

ありき、
現在の社会情勢からして、婦人会の役割は非常に大

きで地位と与へておる今日、特にこの財は基礎経済と大きくつながり

正身つようを移体であらはせば今後婦人の社会経済等に大分関入

五月より六月にかけて、必ずしも思ふ通り。又秋分勅の迄も

強く打ちおこしにくくおれり。婦人会という立場からも町秋展に違ひない

ように勉強してゐるべしといふ所から本音がおさへたものと思ひます

の十分担当本委員会におきまして、あらゆる角度から改訂を願ひ
し、是等採択ありきようお願ひ申しあげます。

一議長(石川信義君) 二より総論議員の説明にまする質疑を
行い

(異議なしと呼称あり)

一議長(石川信義君) 三より質疑を総論に伏しませう。

おはかりいたします。本件については総務委員会に付託し詳細な
審議を願うことといたしたいと思ひます。二より異議ありを
せんか。

(異議なしと呼称あり)

一議長(石川信義君) 三より質疑を総論に伏しませう。決定いたし
たい。なお
本件については本会中の継続調査に付したいと思ひます。二より異
議ありをせんか。

(異議なしと呼称あり)

一議長(石川信義君) 三より質疑を総論に伏しませう。決定いたし
たい。

一議長(石川信義君) 三より質疑を総論に伏しませう。決定いたし
たい。なお
本件については本会中の継続調査に付したいと思ひます。二より異
議ありをせんか。

一議長(石川信義君) 三より質疑を総論に伏しませう。決定いたし
たい。なお
本件については本会中の継続調査に付したいと思ひます。二より異
議ありをせんか。

一議長(石川信義君) 三より質疑を総論に伏しませう。決定いたし
たい。なお
本件については本会中の継続調査に付したいと思ひます。二より異
議ありをせんか。

一議長(石川信義君) 三より質疑を総論に伏しませう。決定いたし
たい。なお
本件については本会中の継続調査に付したいと思ひます。二より異
議ありをせんか。

り。又地域も南の方にあり、富を見合といふのが良いものではなからうかといふことから、武蔵野第二と富見合といふか、つに修正し、つけよう。

「了解と呼称あり」

一議長（石川信義君）　これより質疑を総結いたします。

おはかりいたします。議案第三号は本委員長報告のとおり決すべく、異議ありませんか。

「異議なし」と呼称あり

一議長（石川信義君）　お異議なしと決めます。さうく議案第三号は

本委員長報告のとおり可決いたします。

一議長（石川信義君）　日程第十五種生野警察署初級校の交番設置に

関する諸願書、諸願第一号を議題に伏します。本件については総

務委員会に審査を付託してありますので、本委員長から報告願います。

一三番（高橋平春君）　ご指名をいただきますので、審査報告を用いあげ

ます。

（諸願審査報告書朗読）省略

一議長（石川信義君）　これより本委員長報告に対する質疑を行います。

「異議なし」と呼称あり

一議長（石川信義君）　これより質疑を総結いたします。

おはかりいたします。諸願第一号は本委員長報告のとおり決すべく、異議ありませんか。

「異議なし」と呼称あり

一議長（石川信義君）　お異議なしと決めます。さうく諸願第一号は本

委員長報告のとおり可決いたします。

一議長（石川信義君）　本日の日程は全部終了いたします。休会を宣

す。前に議長からご挨拶を願います。

一 町長 瀬吉 権蔵 君

長町目につかりおして 慎重審議をいたし

ご決定賜りおし下さと厚くお礼申しあげます。 本日は誠に

苦勞さうでした。

一 議長 石川 信義 君

いささおしして 昭和二十七年第三回福生町議

会臨時会を閉会いたします。 長町目の協力のいたし誠にありが

とうございました。

午前十一時三十分散会

右会議の次第の内容より正確であることと証するものここに署名を
する。

昭和二十七年三月二十六日

福生町議会議長

石川 信義

議員

山下 久六

議員

笹本 益夫

福生町議会議

議員

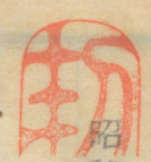
平井 賢治



福生町議会

福生町議第十二号

昭和四十二年二月二日



福生町議会議長

中西虎蔵

東京都知事

東 静太郎 殿

会議録の送付について

昭和三十七年第一回福生町議会定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。